

○高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年 6 月 1 日

条例第10号

(平16条13・改称)

改正 昭和56年12月18日条例第21号
昭和57年12月20日条例第21号
昭和60年 3 月30日条例第 5 号
平成 3 年12月12日条例第14号
平成 6 年 3 月31日条例第 9 号
平成 6 年 9 月22日条例第18号
平成10年12月16日条例第17号
平成11年 9 月29日条例第11号
平成12年12月15日条例第25号
平成16年 9 月30日条例第13号
平成17年 3 月31日条例第 4 号
平成18年 3 月28日条例第10号
平成18年 6 月27日条例第13号
平成18年 9 月27日条例第19号
平成20年 3 月27日条例第 4 号
平成21年 3 月26日条例第 6 号
平成26年 6 月20日条例第13号
平成29年 3 月22日条例第 3 号
平成29年10月 2 日条例第10号
平成29年12月20日条例第12号
平成29年12月20日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平16条13・平29条12・一改)

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳未満の者及び18歳に達した日から、その日以後における最初の 3 月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含み、規則で定める程度の障がいの状態にある場合は除く。)に養育されているときは除く。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)者であつて、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童
(平16条13・追加、平17条4・平21条6・平29条3・一改、平29条12・旧1条の2一改・繰下)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (2) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所若しくは入院している者(通所している者を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 高石市障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年高石市条例第21号）又は高石市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年高石市条例第10号）の規定により医療証の交付を受けている者

（昭56条21・昭57条21・昭60条5・平3条14・平10条17・平11条11・一改、平16条13・全改、平18条10・平18条19・平20条4・平26条13・平29条3・平29条10・一改、平29条12・旧2条一改・繰下）

（所得制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たにこの条例の適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 第1項において、計算される所得の範囲及び所得の額の計算方法については規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額未満となる者は除く。

（平16条13・追加、平29条12・旧2条の2一改・繰下、平29条13・一改）

（助成の範囲等）

第5条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」とい

う。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において医療費の助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額を市長が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の規定による申請があった日から同条第2項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(昭60条5・平6条9・平6条18・平11条11・平12条25・一改、平16条13・全改、平18条19・平26条13・一改、平29条12・旧3条一改・繰下)

(医療証の申請及び交付)

第6条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(平29条12・追加)

(助成の適用)

第7条 医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。ただし、その適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 災害その他やむを得ない理由により申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、その理由により申請をすることができなかった日から適用する。

(平11条11・追加、平29条12・旧4条一改・繰下)

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、大阪府内に所在地を有する医療機関において、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(平11条11・追加、平29条12・旧7条一改・繰下)

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(昭60条5・一改、平11条11・旧7条一改・繰下、平29条12・一改)

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(昭60条5・平11条11・平29条12・一改)

(譲渡等の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

3 医療費の助成を受けて取得した薬剤等は、この条例の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(平11条11・追加、平29条12・一改)

(不正利得の返還等)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部の返還若しくは支払を請求することができる。

(平11条11・追加、平29条12・一改)

(資格の審査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(平29条12・追加)

(報告等)

第14条 市長は、医療費の助成を行うにあたり必要があるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(平29条12・追加)

(助成の制限)

第15条 市長は、受給者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(平29条12・追加)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平11条11・追加、平29条12・旧13条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年8月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年7月1日から同月31日までの間に、第4条第1項に規定する申請をした者に係る母子家庭医療費の助成は、第5条の規定にかかわらず、同年8月1日から適用するものとする。

附 則 (昭和56年12月18日条例第21号)

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (昭和57年12月20日条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、既にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例及び高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定による医療証の交付を受けている者については、第1条による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例第2条第3号及び第3条による改正後の高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第4号の規定にかかわらず、老人の医療費の助成に係る者については昭和60年6月30日までの間、母子家庭の医療費の助成に係る者については昭和60年10月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成3年12月12日条例第14号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成6年9月30日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月16日条例第17号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 9 月29日条例第11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第25号）抄
この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月30日条例第13号）

改正 平成18年 6 月27日条例第13号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）の規定による対象者である者については、施行日から平成17年 7 月31日又は当該対象者が70歳に達する日の属する月の末日のいずれか早い日までの間に限り、第 1 条の規定による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例の対象者とみなす。
- 4 旧老人医療条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、同号に規定する対象者が昭和 9 年11月 2 日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。
- 5 前項の規定を適用する場合においては、旧老人医療条例第 2 条第 1 項第 1 号中「減免されている場合」とあるのは「減免されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1 月から 6 月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額（税法第292条第 1 項第13号に定める合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円以下の者を含む。）」と、「課されている場合」とあるのは「課されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1 月から 6 月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」と、「課されることとなる場合」とあるのは「課されることとなる場合（65歳以上の者にあつては、前年（1 月から 6 月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」とする。

（平18条13・追加）

附 則（平成17年 3 月31日条例第 4 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日条例第10号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月27日条例第13号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日条例第19号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月26日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月20日条例第13号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中高石市老人の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定、第2条中高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定及び第3条中高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の2第3項の改正規定(「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に改める部分に限る。)及び第2条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年10月2日条例第10号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月20日条例第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

7 第1条の規定による改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第6条、第10条、第13条及び第14条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年12月20日条例第13号）抄

改正 平成29年12月20日条例第12号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第5条、第6条及び附則第5条の規定 平成30年1月1日

（高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第6条の規定による改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成31年11月1日以後の同条例の規定による所得制限について適用し、同年10月31日までの所得制限については、なお従前の例による。

（平29条12・一改）

○高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和55年 6 月 1 日

規則第 9 号

(平16規25・改称)

改正 昭和56年 5 月30日規則第13号
昭和56年10月17日規則第27号
昭和59年 9 月28日規則第15号
昭和60年 3 月30日規則第 8 号
平成元年 7 月24日規則第18号
平成 2 年 6 月23日規則第23号
平成 3 年12月24日規則第18号
平成 6 年 9 月30日規則第19号
平成 9 年 8 月29日規則第13号
平成 9 年10月 1 日規則第15号
平成11年 3 月25日規則第14号
平成11年12月29日規則第31号
平成13年 3 月15日規則第 4 号
平成14年 3 月29日規則第12号
平成15年 1 月22日規則第 2 号
平成15年 4 月10日規則第18号
平成16年 1 月22日規則第 1 号
平成16年10月29日規則第25号
平成18年 5 月 1 日規則第13号
平成18年 9 月29日規則第20号
平成22年 7 月26日規則第21号
平成24年 5 月21日規則第28号
平成26年 9 月29日規則第17号
平成26年11月27日規則第21号
平成28年11月 7 日規則第31号
平成29年12月26日規則第24号
平成30年 3 月14日規則第 4 号
平成30年 4 月26日規則第17号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年高石市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平16規25・一改)

(障がいの状態)

第2条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定める障がいをいう。

（平16規25・追加、平30規4・旧1条の2一改・繰下）

（ひとり親家庭の児童）

第3条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。以下同じ。）又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（平16規25・追加、平30規4・旧1条の3一改・繰下）

（社会保険各法）

第4条 条例第3条第1項の規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（平30規4・追加）

（所得の額）

第5条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者（条例第2条第3項に規定する養育者をいう。以下同じ。）を除くひとり親等（条例第4条に規定する者をいう。）にあつては、令第2条の4第2項の表において、第一欄に定める区分に応じて同表第二欄に定められた額を準用し、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては、令第2条の4第7項に規定する額を準用する。

- (1) 条例第1条の2第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (2) 第3条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第3条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第3条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第8項に規定する額を準用する。

(昭59規15・昭60規8・平9規15・平11規14・平11規31・一改、平16規25・全改、平22規21・平28規31・平29規24・一改、平30規4・旧2条一改・繰下、平30規17・一改)

(所得の範囲)

第6条 条例第4条第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。）及び条例第3条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条において同じ。）に係る所得とする。

(昭60規8・追加、平11規31・一改、平16規25・全改、平26規17・平26規21・一改、平30規4・旧2条の2一改・繰下)

(所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条を準用する。この場合において、同条中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第4条第4項に規定する所得の額の計算方法」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」とそれぞれ読み替える。

(昭60規8・追加、平元規18・平2規23・平11規14・平11規31・平14規12・平15規18・平16規1・一改、平16規25・全改、平22規21・平24規28・一改、平30規4・旧2条の3一改・繰下)

(所得の額の計算方法の特例)

第8条 条例第4条第4項に規定する規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日以後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各

号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうちに災害により生じた損失の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのいずれか低い額

（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と2,000,000円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、2,000,000円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうちに当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのうちいずれか低い額

（平16規25・追加、平30規4・旧2条の4一改・繰下）

（一部自己負担額）

第9条 条例第5条第1項に規定する規則で定める一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第5条第1項に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。

- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 4 対象者（条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。
- 6 前項の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。
- 7 前項の規定による申請があった場合は、市長は、その内容を審査し、助成することが適当であると認めたときは、ひとり親家庭医療費助成支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（平16規25・追加、平18規13・一改、平30規4・旧4条の2一改・繰下）

（助成の方法の特例）

第10条 条例第5条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は社会保険各法の規定により対象者に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）。
 - (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。
- 2 条例第5条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費支給申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。
 - 3 前項の申請書には、当該医療について給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、受給者が高石市国民健康保険条例（昭和36年高石町条例第6号）に規定する被保険者である者は、この限りでない。
 - 4 第2項の規定による申請があった場合は、市長は、その内容を審査し、助成することが適当であると認めたときは、ひとり親家庭医療費助成支給決定通知書により通知するものとする。

（平30規4・追加）

（医療証の申請等）

第11条 条例第6条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭医療証交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 児童扶養手当を受けている者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書
- (3) 前号以外の者にあつては、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条各号に定める書類又はこれに準ずる書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第6条第2項の規則で定める医療証は、ひとり親家庭医療証（様式第5号。以下「医療証」という。）とする。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日又は条例第2条第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日とする。

4 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

（平30規4・追加）

（医療証の更新申請等）

第12条 受給者は、毎年9月15日から10月14日までの間に、ひとり親家庭医療証交付申請書に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。ただし、市長が必要と認める場合において、別に定める手続きによるときは、この限りでない。

2 前項の申請があつたときは、条例第6条第2項の規定を準用する。

（昭60規8・平6規19・平11規14・平11規31・一改、平16規25・全改、平30規4・旧6条一改・繰下）

（医療証の再交付申請等）

第13条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。

（昭60規8・平16規25・一改、平30規4・旧7条一改・繰下）

（届出）

第14条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 市の区域内において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。

- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。
- (7) 条例第3条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第10条第1項及び第2項の届出は、14日以内に、資格に関する変更・喪失届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平11規31・追加、平16規25・一改、平30規4・旧10条一改・繰下）

（医療証の添付）

第15条 第12条及び第13条の規定による申請並びに前条の規定による届出（前条第1項第3号から第5号までの事項に係る届出を除く。）には、医療証を添付しなければならない。ただし、医療証を添付することができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもつて医療証に代えることができる。

（平11規31・追加、平16規25・一改、平30規4・旧12条一改・繰下）

（損害賠償を受け得る場合の届出）

第16条 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができる場合は、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

（昭60規8・全改、平30規4・旧13条一改・繰下）

（添付書類の省略等）

第17条 市長は、この規則の規定による申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（平30規4・旧14条一改・繰下）

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

（平11規31・追加、平30規4・旧15条繰下）

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和55年8月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項中「毎年10月31日」とあるのは、有効期間の初日が昭和55年8月1日から昭和55年9月30日までの医療証にあつては、「昭和55年9月30日」と、昭和55年10月1日から昭和55年10月31日までの医療証にあつては、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。
- 3 収容が昭和55年11月1日以後になお継続する者に係る医療券の有効期限は、第5条第2項括弧書の規定にかかわらず、収容の終了する日とする。

附 則 (昭和56年5月30日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月17日規則第27号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月28日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第5号の規定、第2条の規定による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第4号の規定、第3条の規定による改正後の高石市乳児の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第4号の規定並びに第4条の規定による改正後の高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第2条第3号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月30日規則第8号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月24日規則第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (平成2年6月23日規則第23号)

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月24日規則第18号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日規則第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則等の規定は、施行日以後に係る医療費から適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 8 月 29 日規則第 13 号）

この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 10 月 1 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 6 条の規定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日規則第 14 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条第 5 号の改正規定、第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定、第 8 条第 1 項の改正規定（「被保険者又は組合員」を「被保険者、組合員又は加入者」に改める部分に限る。）並びに第 15 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号の改正規定、第 2 条中高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条第 3 号の改正規定並びに第 11 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号の改正規定、第 3 条中高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条第 4 号の改正規定、第 3 条第 1 号の改正規定並びに第 8 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号の改正規定、第 4 条中高石市一部負担金相当額の助成に関する規則第 2 条第 1 項の改正規定（「被保険者又は組合員」を「被保険者、組合員又は加入者」に改める部分に限る。）、第 5 条中高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条第 5 号の改正規定並びに第 13 条第 3 号の改正規定並びに第 6 条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条第 5 号の改正規定並びに第 3 条第 2 項の改正規定（「又は組合員証」を「、組合員証又は加入者証」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額の助成に関する規則、高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 11 年 12 月 29 日規則第 31 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 15 日規則第 4 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 12 号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月10日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年1月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第25号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び高石市一部負担金相当額の助成に関する規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成18年5月1日規則第13号）
（施行期日）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則、高石市一部負担金相当額等の一部の助成に関する規則及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第20号）
この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年7月26日規則第21号）
この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年 5 月21日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 平成24年 7 月 1 日から同月31日までの間、第 2 条の 3 の規定において準用する児童扶養手当法施行令の規定中の特定扶養親族は年齢16歳以上23歳未満の者とする。

附 則（平成26年 9 月29日規則第17号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月27日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年 6 月までに新たに医療費の助成の適用を受けようとする者に対する改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条の 2 の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第 1 項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の 9 第 1 項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成27年 7 月から平成28年 6 月までに医療費の助成を受けようとする者に対する改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条の 2 の規定の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とする。

附 則（平成28年11月 7 日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月14日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定については、この規則の施行の日（以下「施行日」

という。)以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 新規則第10条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 新規則第11条、第13条及び第14条の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成30年4月26日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

ひとり親家庭医療費助成一部自己負担額償還申請書

年 月 日

高 石 市 長 宛

住 所 高石市

申請者 氏 名 印

続 柄 電 話

下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。
なお、支給の際は、下記口座へ振り込んでください。

受給者	住 所	高石市 丁目 番 号															
	ふりがな																
	氏 名																
	生年月日	年 月 日															
公費番号										受給者番号							
保険者番号										加入医療 保険者名							
支払った一部自己負担額の合計										円							
償還を受ける額										円							
振込先 銀 行 信用金庫 農 協 支店										預金 種目	口座番号						
										番 号	口座名義人(カタカナで記入)						

第 号
年 月 日

高石市農

月 日付で申請のありました医療費助成については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 額	円
支 払 予 定 日	
支 払 方 法	
支 払 場 所	

[illegible]

ひとり親家庭医療費助成支給申請書

年 月 日

高石市長 宛

	住 所	高石市
申請者	氏 名	印
	続 柄	TEL

下記のとおり医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、下記のとおり口座振替によって支払ってください。

対象者	住 所	高石市						丁 目	番 号					
	フリガナ							生 年 月 日		年 齢		男 女		
	氏 名							年 月 日		歳				
対象者 加入医療保険	被保険者住所													
	被保険者氏名							保険種別		国保・協会・組合・船員・共済 その他				
	記 号			番 号			保険者名称							
	保険資格取得年月日							保 険 者 番 号						
	年 月 日													
	被保険者との続柄						付加給付		有 無					
振込先 銀 行 信用金庫 農 協 ()							本店 支店		預金 種別	口座番号				
									普通	口座名義人(カタカナで記入)				
									当座					
受給者番号								診療年月日	年 月 診療分					

※以下の項目は、記入していただくなくて結構です。

医療費総額	医療機関へ 支払った額	高額療養費	家族療養 付加給付金	一部負担金	助成額(支給額)

区 分	入院 ・ 外来	親・子別	ひとり親 ・ こども
-----	---------	------	------------

표 2-2. 1990년대 이후의 대외 무역 의존도

[illegible]

様式第5号(第11条関係)

この証は、大阪府以外では使えません。

(表)

ひとり親家庭医療 医 療 証		
父母又は養育者	居住地	
	氏 名	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名 及 び 印		大阪府 高 石 市 長 印
交付年月日		

受給者	公費負担者番号							
	父母又は養育者名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							
	児童名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							
	児童名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							
	児童名							
	生年月日	年	月	日				
受給者番号								
児童名								
生年月日	年	月	日					
受給者番号								

受診のつど健康保険証と同時に提出してください。

(裏)

受給者	児童名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							
	児童名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							
	児童名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							
	児童名							
	生年月日	年	月	日				
	受給者番号							

注意事項

1. この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。

2. 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。

3. 受給者の資格がなくなったとき又は有効期間等を経過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに市に返してください。
なお、資格がなくなってからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費を市へ返還していただきますのでご注意ください。

4. 氏名、居住地に変更があったとき又は、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市にその旨を届け出てください。

5. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。

様式第6号(第13条関係)

年 月 日

ひとり親家庭医療証再交付申請書

高 石 市 長 宛

住 所

申請人

氏 名

(電話)

破 損

医療証を 汚 損 したので、再交付を申請します。

紛 失

受給者	住 所		高石市				
	父兄又は 養育者	氏 名		生年月日	・ ・	受給者 番 号	
	児 童	氏 名		生年月日	・ ・	受給者 番 号	
		氏 名		生年月日	・ ・	受給者 番 号	
		氏 名		生年月日	・ ・	受給者 番 号	
		氏 名		生年月日	・ ・	受給者 番 号	
加 入 医 療 保 険	被保険者住所						
	被保険者氏名			保険種別	国保・協会・組合・船員・共済・その他		
	保険者名称			保険者番号			
	記号・番号			保険資格 取得日	年 月 日		

様式第 7 号（第 1 4 条関係）

資格に関する変更・喪失届

高石市長 宛

届出者 住所 高石市 丁目 番 号
氏名

下記のとおりお届けします。

届 出 事 項	1.保険変更	保険者名		保険者番号				
				記号				
		被保険者氏名		番号				
	2.市内転居	転居先	高石市 丁目 番 号					
	3.氏名変更	変更後の氏等		変更前の氏等				
	4.婚姻	婚姻後の氏						
	5.転出	転出先						
6.その他								
届出発生年月日		年 月 日						
受 給 者	氏 名	生 年 月 日	受 給 者 番 号					
		・ ・						
		・ ・	〃					
		・ ・	〃					
		・ ・	〃					
		・ ・	〃					
		・ ・	〃					

台帳	払出簿	医療証	電算

様式第 1 号（第 9 条関係）

（平30規 4 ・ 追加）

様式第 2 号（第 9 条、第10条関係）

（平30規 4 ・ 追加）

様式第 3 号（第10条関係）

（平30規 4 ・ 追加）

様式第 4 号（第11条関係）

（平30規 4 ・ 追加）

様式第 5 号（第11条関係）

（平30規 4 ・ 追加）

様式第 6 号（第13条関係）

（平30規 4 ・ 追加）

様式第 7 号（第14条関係）

（平30規 4 ・ 追加）